

協議第 26 号

新市の市章について

新市の市章公募方法について，別紙（案）のとおり行うことについて，承認を求める。

平成 17 年 6 月 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

市章公募について（案）

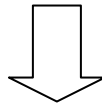
新市の市章については，第 2 回合併協議会において，『慣行の取り扱いについて』の中の調整方針で，「新市において新たに制定するものとする。」ことが確認されており，新市発足時に職務執行者がこれを定めるため，合併 P R を兼ね広く一般公募による募集を行い，あらかじめ合併協議会において選定し決定しておくものとする。

選定方法

- 合併協議会において，募集要項等を決定の上募集を行い，市章候補作品をあらかじめ小委員会において候補作品を選定し，合併協議会において協議決定する。

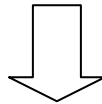
1．第 1 次選定

県立笠間高等学校工芸・デザインコース生徒のボランティアにより，市章候補作品を 5 0 点程度に選定



2．第 2 次選定

合併協議会から付託された小委員会において，候補作品を 1 0 点程度に選定



3．合併協議会において決定

小委員会で選定された 1 0 点の中から，協議会委員の協議により最優秀賞（採用作品）1 点，優秀賞 4 点を選定する。協議による選定が困難な場合は，協議会委員全員による投票（各委員 1 作品）を行い，議長を含めた出席委員の過半数の得票数をもって最優秀賞（採用作品）とする。過半数に達しなかった場合には，上位 2 作品で再投票を行い，過半数を獲得した作品を採用する。

笠間市市章募集要項（案）

（趣旨）

第 1 条 この要項は，笠間市，友部町及び岩間町の 1 市 2 町が平成 1 8 年 3 月 1 9 日に合併して誕生する笠間市の市章を決定するにあたり，笠間市の将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」にふさわしい市章を制定することを目的とする。

（募集内容）

第 2 条 新しく誕生する笠間市にふさわしいデザインで，以下のとおりとする。

- （ 1 ）笠間市の将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」にふさわしいデザインであること。
- （ 2 ）市旗，バッジ，看板，封筒などにも使用出来るデザインであること。
- （ 3 ）用紙の地色を含め 4 色以内とする。なお，グラデーション（ぼかし，濃淡）で表したものは不可とする。
- （ 4 ）自作の未発表作品であること。
- （ 5 ）他市町村の市町村章，商標，マークなどに類似していないこと。

（募集方法）

第 3 条 募集方法は，一般公募とする。

（応募方法等）

第 4 条 応募の条件，方法等については，次のとおりとする。

- （ 1 ）応募資格は問わない。また，同一人の応募は，何点でも可とする。
- （ 2 ）募集期間は，平成 1 7 年 7 月 1 日（金）から平成 1 7 年 8 月 1 0 日（水）（郵送の場合，当日消印有効）とする。
- （ 3 ）応募は，応募用紙又は縦横 1 5 c m の枠を書いた A 4 白色用紙を縦長で使用し，枠外に天地を明示する。用紙一枚につき 1 作品とする。
- （ 4 ）応募作品の下部に，「デザイン説明」「住所」「氏名（ふりがな）」「年齢」「性別」「職業・学校名」及び「電話番号」を記載することとする。
- （ 5 ）応募は，持参又は封書による郵送とする。（ F A X ，電子メールは不可）

（周知の方法）

第 5 条 市章募集の周知は，協議会だより，合併協議会及び 1 市 2 町のホームページ等により行うものとする。

（選定方法）

第 6 条 合併協議会において，応募された作品の中から 5 点を選定し，協議のうえ，最優秀賞（採用作品）1 点，優秀賞 4 点を決定するものとする。

（賞金）

第 7 条 最優秀賞（採用作品）1 点，優秀賞 4 点の賞金は次のとおりとする。

- （ 1 ）最優秀賞（採用作品） 1 点 2 0 万円
- （ 2 ）優秀賞 4 点 3 万円

受賞者が未成年の場合は、現金は保護者に代理授与するものとする。

(入賞発表)

第8条 結果については「合併協議会だより」「合併協議会ホームページ」等で発表するとともに、入賞者には別途通知するものとする。

(権利の帰属等)

第9条 権利の帰属等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権限は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会及び合併後の笠間市に帰属する。

(2) 応募作品は返却しない。

(3) 採用作品の使用にあたっては、作品を修正又はモノクロで利用する場合がある。

附 則

この要項は、平成17年6月2日から施行する。

笠間市市章候補選定小委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、笠間市市章候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置するため、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）小委員会設置規程第 2 条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 小委員会は協議会から付託された次に掲げる事項について調査し、又は審議するものとする。

- （ 1 ） 笠間市市章の候補の選定に関すること。
- （ 2 ） その他笠間市市章候補の選定に関し必要な事項。

（組織）

第 3 条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 小委員会の委員は、協議会の会長が協議会の委員のうちから各市町ごとに 2 名を指名し、6 名の委員をもって組織する。

（役員）

第 4 条 小委員会に次の役員を置く。

- （ 1 ） 委員長 1 名
- （ 2 ） 副委員長 1 名

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、3 分の 2 以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

（関係者等の出席）

第 6 条 小委員会は、必要に応じて関係者、専門家等の出席を求めることができる。

（報告）

第 7 条 委員長は、小委員会における調査又は審議の経過並びにその結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第 8 条 小委員会の庶務は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 1 2 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 6 月 2 日から施行する。

笠間市「市章」候補選定小委員会名簿

市 町 名	氏 名	備 考
笠 間 市	畑 岡 進	笠間市議会議員
	埴 東 男	笠間市学識経験者
友 部 町	小 園 江 一 三	友部町議会議長
	根 本 栄 一	友部町学識経験者
岩 間 町	藤 枝 一 弘	岩間町議会議員
	岡野 清右工門	岩間町学識経験者